



決算相談のご案内

～事前準備で決算相談をスムーズに!～



決算相談のご予約は1回のみとなります。
下記に該当する場合は事前に準備、ご相談ください。



チェック欄	
	<p>土地建物の売却や買換え、株式・その他資産の譲渡がありますか？ 該当の方は事前に税務署でご相談ください。</p>
	<p>今年、ローンで自宅住居を購入し、住宅借入金等特別控除を受けますか？ 該当の方は事前に税務署でご相談ください。</p>
	<p>株式の申告がありますか？（源泉徴収ありを選択している場合は申告は任意ですが、源泉徴収なしを選択している場合は申告が必要です。） 該当の方は事前に税務署でご相談ください。</p>
	<p>55万円・65万円の青色申告特別控除の適用を希望されますか？ 繰越残高の確認をし、会計ソフトの方は完成させ、会計ソフト以外の方は貸借対照表を一致させてからお越しください。</p>
	<p>手書きの帳簿をお使いですか？ 事前に「決算相談の下書き」を作成してからお越しください。</p>
	<p>初めて青色申告会で決算サポートを受けられる方 令和4年分の申告、もしくはそれ以前の申告をされた方は直近の確定申告書・決算書の控えをご持参ください。</p>

帳簿の確認、会計ソフトの相談、事前準備など事務局へのご相談は1月19日までにご相談ください。

※令和5年10月1日よりインボイス制度が開始しました。

消費税の申告がある方は会計ソフトの入力や帳簿の記載の仕方が大きく変わる場合がありますので、お早目にご相談下さい。



決算相談 持ち物チェックリスト



来局前に必ずご準備頂き、当日お持ちください。

※資料が足りない場合、当日の相談が終了致しません。ご注意ください。

		チェック欄
本人確認証明	顔写真付きマイナンバーカード（※4桁と6桁の暗証番号も必須） お持ちの方	
税務署からの送付書類等	令和5年分確定申告書のお知らせ案内・はがき ⇒1月下旬頃税務署より送付	
	納付書（税務署より対象の方へ送付）	
令和4年分(前年)の資料	確定申告書の控	
	青色決算書の控または収支内訳書の控え	
	集計表または月別試算表	
	修正申告、更正の請求などをした方はその控え	
令和5年分の帳簿など	確定申告の下書き(※要事前記入) ⇒10月末に会報で送付(決算相談の下書きも)	
	決算相談の下書き or 集計表 (※年間合計済のもの)	
	棚卸の金額	
	従業員の源泉徴収簿（専従者や従業員がいる方）	
事業・不動産以外に収入がある方	公的年金の源泉徴収票⇒1月下旬頃年金事務所より送付	
	源泉徴収票（給与所得がある方）	
	支払調書（支払を受ける際に源泉徴収された所得税がある方） ※複数枚ある場合には所得の内訳書に記載	
	生命保険等の満期返戻金の計算書（収入および必要経費の記載があるもの）	
所得控除関係	医療費控除の明細書(※要事前記入)	★
	国民健康保険・後期高齢者医療保険の金額	★
	国民年金・国民年金基金 控除証明書	◎
	介護保険料の金額	★
	労働保険料(事業主分)の金額	★
	小規模企業共済払込証明書⇒11月下旬頃小規模企業共済より送付	◎
	生命保険料控除証明書	◎
	地震保険料控除証明書	◎
	寄付金の受領証等(※件数と合計金額の集計が必要)	◎
	配偶者・特別控除対象者の本年度中の収入が分かるもの(源泉徴収票等)	
	扶養控除対象者の氏名、生年月日	
	★は1年間(1～12月)の合計を計算してきてください。 寄付金がある場合は総合計金額を計算してきてください。 ◎は、控除証明書、領収書の添付が必要です。	※紛失の場合は再発行を依頼してください。
税額控除関係	借入金年末残高証明書（初年度で適用され方は事前に税務署へ相談下さい。）	
消費税関係 (R5年度消費税の申告がある方)	インボイスの登録日が分かる書類又はインボイス番号（インボイス登録のある方）	
	登録日～12/31までの収入金額の合計(R5年度免税事業者で消費税の相談がある方)	
	申告方法による集計された明細書⇒12月に配布(R5年課税事業者の方)	